第五款　福祉タクシー車両（第九十五条・第九十六条）
第六款　船舶（第九十七条―第百八条）
第七款　航空機（第百九条―第百十一条）

附則

（趣旨）

**第一条**　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）第八条第一項に規定する公共交通移動等円滑化基準並びに同条第二項の新設旅客施設等を使用した役務の提供の方法に関し移動等円滑化のために必要なものとして主務省令で定める基準並びに同条第三項の旅客施設及び車両等（新設旅客施設等を除く。）を使用した役務の提供の方法に関し移動等円滑化のために必要なものとして主務省令で定める基準は、この省令の定めるところによる。

（定義）

**第二条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～五　（略）

五の二　優先席　主として高齢者、障害者等の優先的な利用のために設けられる座席をいう。

六～十三の二　（略）

十四　福祉タクシー車両　道路運送法による一般乗用旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車（高齢者、障害者等が移動のための車椅子その他の用具を使用したまま車内に乗り込むことが可能なもの及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第百十号）第一条の二に規定するものに限る。）をいう。

十五・十六　（略）

２　前項に規定するもののほか、この省令において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（災害等の場合の適用除外）

**第二条の二**　災害等のため一時使用する旅客施設又は車両等の構造及び設備、当該旅客施設又は車両等を使用した役務の提供の方法並びに災害等のためこの省令に規定する設備が使用できない場合における役務の提供の方法については、この省令の規定によらないことができる。

## 第二章　旅客施設の構造及び設備

（移動等円滑化された経路）

**第四条**　（略）

２～６　（略）

７　移動等円滑化された経路を構成するエレベーターは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　籠及び昇降路の出入口の幅は、八十センチメートル以上であること。

二　籠の内法幅は百四十センチメートル以上であり、内法奥行きは百三十五センチメートル以上であること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）については、この限りでない。

三　籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡が設けられていること。ただし、前号ただし書に規定する場合は、この限りでない。

附則

（新設）

（定義）

**第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～五　（略）

（新設）

六～十三の二　（略）

十四　福祉タクシー車両　道路運送法による一般乗用旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車（高齢者、障害者等が移動のための車椅子その他の用具を使用したまま車内に乗り込むことが可能なもの及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第百十号）第一条に規定するものに限る。）をいう。

十五・十六　（略）

２　前項に規定するもののほか、この省令において使用する用語は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（一時使用目的の旅客施設又は車両等）

**第二条**　災害等のため一時使用する旅客施設又は車両等の構造及び設備については、この省令の規定によらないことができる。

## 第二章　旅客施設

（移動等円滑化された経路）

**第四条**　（略）

２～６　（略）

７　移動等円滑化された経路を構成するエレベーターは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　かご及び昇降路の出入口の幅は、八十センチメートル以上であること。

二　かごの内法幅は百四十センチメートル以上であり、内法奥行きは百三十五センチメートル以上であること。ただし、かごの出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）については、この限りでない。

三　かご内に、車椅子使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口を確認するための鏡が設けられていること。ただし、前号ただし書に規定する場合は、この限りでない。